

令和 2 年第 2 回臨時会

# 九十九里町議会会議録

令和 2 年 11 月 24 日

九十九里町議会

# 令和2年第2回九十九里町議会臨時会会議録

## 目 次

○招集告示	1
第 1 号 (11月24日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○閉会の宣告	10
○署名議員	13

令和2年第2回九十九里町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月13日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和2年11月24日

2 場 所 九十九里町議会議場

3 付議事件

- (1) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年第2回九十九里町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月24日（火曜日）

## 令和2年第2回九十九里町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和2年11月24日（火）午後1時06分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### 出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大 矢 吉 明 君 副 町 長 鈴 木 浩 光 君  
教 育 長 藤 代 賢 司 君 総 務 課 長 木 原 正 幸 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 篠 崎 肇 君 書 記 伊 藤 さやか 君

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午後 1時06分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和2年第2回九十九里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 西 村 み ほ 君

8番 荒 木 かすみ 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会の議案として、町長より議案第1号及び議案第2号の送付があり、これを受理しました。また、細田一男君のほか5名から発議1件の提出があり、これを受理いたしました。

本臨時会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、

町長、大矢吉明君であります。また、町長より本臨時会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第2回九十九里町議会臨時会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては公私共に御多用の中、全員の御出席を賜り、本臨時会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況は、11月に入り気候の変化により、換気をせずに屋内にいる時間が長くなるなど、感染しやすい行動の増加や、国の地域振興政策により経済活動が活発化し、人の往来や活動が増加したことから、1日当たりの新規感染者数が各地域で最多を記録するなど、全国で感染が拡大している状況でございます。

本町でも、11月に5名の感染者が確認され、町全体の感染者数は7名となっております。感染された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、早期の回復をお祈りする次第でございます。

今後も、町民の生活を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底と、社会経済活動の維持の両立を目指した事業を展開してまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年10月7日付人事院勧告及び令和2年10月14日付千葉県人事委員会勧告に準じて、特別職並びに一般職員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、

何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

◎日程第5 議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第6、議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期

付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、木原正幸君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 谷川です。

私は、議案第2号 一般職の給与に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

令和2年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告は、期末手当の引下げ、現在の一時金の年間支給月数のうち0.05か月を期末手当から削減するとしています。

私もこれまで町職員の給与削減については反対してまいりました。そもそも地方公務員の給与は、地域の民間企業で働く労働者の賃金の指標になります。公務員の賃金が下がれば、当然のように民間も下がる。また、民間が下がれば、また公務員給与が下がるという悪循環の繰り返しです。労働者全体の実質賃金の引下げは、地域経済にも大きな影響を与えるものです。

本年10月7日に出された人事院勧告は、国家公務員のことについて、このような報告がされています。限られた要員の下で、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに適応してきており、業務量にも応じた人員を確保する必要があると、このように報告されています。

削減額が小さいから、あるいは人事院や人事委員会の勧告だから仕方がないというようなことで済ますことはできません。こうした削減は職員の生活給を下げることであり、また、モチベーションを下げ、住民サービスの低下へとつながりかねません。職員にとって生活給でもあり、安心して住民の利益のために働けるような環境を整えることは、欠かすことができないのではないのでしょうか。

住民の利益を守る立場に立ち、本議案に対して反対討論といたします。

○議長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論をこれで終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第7、発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

発議を行います。

発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年11月24日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、細田一男。賛成者、九十九里町議会議員、善塔道代、同じく古川明、同じく佐久間一夫、同じく浅岡厚、同じく中村義則。

発議第1号の提案理由を説明申し上げます。

さきに可決いたしました執行部提案の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する

条例並びに職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でも説明がありましたとおり、昨年来の社会全体の景気の急速な悪化に伴い、民間企業の賞与等が昨年より減少することから、民間と公務の格差を解消するため人事院より勧告がありました。このことに伴い、特別職、町職員とともに、我々議員も人事院及び千葉県人事委員会の勧告を受け、民間との格差を考慮し、期末手当引下げの改定を行おうとするものであります。

議員各位におかれましては、本提案に御理解いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（内山菊敏君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年度第2回九十九里町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時31分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長            内   山   菊   敏

署 名 人            西   村   み   ほ

署 名 人            荒   木   か す み